

「たばこ税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第 1 条 この通達において用いる次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (省略)</p> <p>(14) 課税標準たる数量 法第10条第 1 項又は第 2 項若しくは第 3 項《課税標準》に規定する製造たばこの本数をいう。</p> <p>(15) (省略)</p> <p>(喫煙用の製造たばこの意義)</p> <p>第 3 条 法第 2 条第 2 項第 1 号《定義及び製造たばこの区分》に規定する喫煙用の製造たばこの区分ごとの意義は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 紙巻たばこ 紙その他たばこを含まないものによつて巻かれた製造たばこをいう。</p> <p>(2) <u>葉巻たばこ</u> <u>たばこ又はたばこを含むものによつて巻かれた製造たばこをいう。</u></p> <p>(3) <u>パイプたばこ</u> <u>たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこをいう (紙巻たばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこ以外の製造たばこを含むものとする。)</u>。</p> <p>(4) 刻みたばこ 葉たばこを刻み幅0.3mm以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこをいう (紙巻たばこ、<u>葉巻</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第 1 条 この通達において用いる次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (同左)</p> <p>(14) 課税標準たる数量 法第10条第 1 項又は第 2 項《課税標準》に規定する本数をいう。</p> <p>(15) (同左)</p> <p>(喫煙用の製造たばこの意義)</p> <p>第 3 条 法第 2 条第 2 項第 1 号《定義及び製造たばこの区分》に規定する喫煙用の製造たばこの区分ごとの意義は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 紙巻たばこ 紙その他たばこを含まないものによつて巻かれた製造たばこをいう。</p> <p>(2) <u>パイプたばこ</u> <u>たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこをいう (紙巻たばこ、葉巻たばこ及び刻みたばこ以外の製造たばこを含むものとする。)</u>。</p> <p>(3) <u>葉巻たばこ</u> <u>たばこ又はたばこを含むものによつて巻かれた製造たばこをいう。</u></p> <p>(4) 刻みたばこ 葉たばこを刻み幅0.3mm以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこをいう (紙巻たばこ<u>及び葉</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>たばこ及び加熱式たばこに該当するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(5) 加熱式たばこ たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含む。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいう（水パイプで喫煙するための製造たばこを除く。）。</u></p> <p>(製造たばこの製造の意義等)</p> <p>第6条 製造たばこ（<u>法第8条第2項の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具を除く。第3項において同じ。</u>）の製造とは、葉たばこを原料の全部又は一部として喫煙用、かみ用又はかぎ用（以下「喫煙用等」という。）に供し得る状態にする行為をいい、一般には、葉たばこを原料の全部又は一部としてこれに乾燥、混合、裁刻又は巻き上げ等の行為の全部又は一部を行い、喫煙用等に供し得る状態のものを造り出す行為をいうものとする。</p> <p>2 <u>法第8条第2項の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具の製造とは、当該加熱式たばこの喫煙用具を、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填された状態のものにする行為をいう。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、製造たばこ製造者が製造する製造たばこのうち個装等（消費者に販売されるものとして包装又は容器に詰められた状態をいう。以下同じ。）を行うものについては、たばこ税の保全上支障がない限り、当該個装等を行つた段階を製造たばこの製造として取り扱つて差し支えない。</u></p> <p>(「製造たばこ代用品」の意義)</p>	<p><u>巻たばこに該当するものを除く。)</u>。</p> <p>(製造たばこの製造の意義等)</p> <p>第6条 製造たばこの製造とは、葉たばこを原料の全部又は一部として喫煙用、かみ用又はかぎ用（以下「喫煙用等」という。）に供し得る状態にする行為をいい、一般には、葉たばこを原料の全部又は一部としてこれに乾燥、混合、裁刻又は巻き上げ等の行為の全部又は一部を行い、喫煙用等に供し得る状態のものを造り出す行為をいうものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、製造たばこ製造者が製造する製造たばこのうち個装等（消費者に販売されるものとして包装又は容器に詰められた状態をいう。以下同じ。）を行うものについては、たばこ税の保全上支障がない限り、当該個装等を行つた段階を製造たばこの製造として取り扱つて差し支えない。</u></p> <p>(「製造たばこ代用品」の意義)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第15条 法第8条第1項《製造たばことみなす場合》に規定する「製造たばこ代用品」は、製造たばこ以外のものであつて、喫煙用に供されるものをいい、かみ用及びかぎ用のものは含まれないのであるから留意する。</p> <p>2 法第8条第1項に規定する「製造たばこ代用品」の製造たばこの区分（法第2条第2項《定義及び製造たばこの区分》に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）の判定は、第3条《喫煙用の製造たばこの意義》の規定に準じて行う。</p> <p>（パイプたばこ等の本数への換算方法）</p> <p>第20条 パイプたばこ等紙巻たばこ及び加熱式たばこ以外の製造たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>（加熱式たばこの本数への換算方法等）</p> <p>第20条の2 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。</p> <p>(1) <u>重量換算</u></p> <p>イ <u>加熱式たばこの重量（包装及び規則第3条に規定するものに係る部分の重量を除く。）は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。</u></p>	<p>第15条 法第8条《製造たばことみなす場合》に規定する「製造たばこ代用品」は、製造たばこ以外のものであつて、喫煙用に供されるものをいい、かみ用及びかぎ用のものは含まれないのであるから留意する。</p> <p>2 法第8条に規定する「製造たばこ代用品」の製造たばこの区分（法第2条第2項《定義及び製造たばこの区分》に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）の判定は、第3条《喫煙用の製造たばこの意義》の規定に準じて行う。</p> <p>（パイプたばこ等の本数への換算方法）</p> <p>第20条 パイプたばこ等紙巻たばこ以外の製造たばこを本数に換算する方法は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満二位以下を切り捨て、グラム位未満一位にとどめる。</u></p> <p><u>ロ イにより計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算する。</u></p> <p><u>ハ ロにより計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第10条第3項第1号に規定する換算割合で換算する。</u></p> <p><u>この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) <u>小売定価等換算</u></p> <p><u>イ 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第10条第3項第2号イ又はロに定める金額に、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算する。</u></p> <p><u>この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>ロ イにより計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第10条第3項第2号に規定する換算割合で換算する。</u></p> <p><u>この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(3) <u>第1号及び第2号の計算は、原則として、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた都度行うものとするが、製造場から移出されたものについては、1月分をまとめて行っても差し支えない。</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる期間において製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこの課税標準は、所得税法等の一部を改</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>正する法律（平成30年法律第7号）附則第47条《加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置》の規定により、旧重量換算本数（同条第1項第1号に規定する旧重量換算本数をいう。以下同じ。）、新重量換算本数（同項第2号に規定する新重量換算本数をいう。以下同じ。）及び小売定価等換算本数（同項第3号に規定する小売定価等換算本数をいう。以下同じ。）のそれぞれに、当該各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計本数となることに留意する。</u></p> <p><u>この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>なお、旧重量換算本数は、第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、前項により算出することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間</u> <u>旧重量換算本数 × 0.8</u> <u>新重量換算本数 × 0.2</u> <u>小売定価等換算本数 × 0.2</u></p> <p><u>(2) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間</u> <u>旧重量換算本数 × 0.6</u> <u>新重量換算本数 × 0.4</u> <u>小売定価等換算本数 × 0.4</u></p> <p><u>(3) 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの間</u> <u>旧重量換算本数 × 0.4</u> <u>新重量換算本数 × 0.6</u> <u>小売定価等換算本数 × 0.6</u></p> <p><u>(4) 平成33年10月1日から平成34年9月30日までの間</u></p>	

改正後	改正前
<p>旧重量換算本数 × 0.2 新重量換算本数 × 0.8 小売定価等換算本数 × 0.8</p> <p><u>(小売定価の定めのある加熱式たばこの範囲)</u></p> <p><u>第 20 条の 3 法第 10 条第 3 項第 2 号イの規定は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価（同号イに規定する小売定価をいう。以下同じ。）が定められている加熱式たばこについて適用されるのであるから、例えば次の各号に該当する場合には同項第 2 号ロの規定が適用されることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>小売定価の定めのない品目の加熱式たばこを製造場から移出し又は保税地域から引き取る場合</u></p> <p>(注) <u>同一品目の加熱式たばこであっても、小売定価の定めのある加熱式たばこの個装等と異なる個装等のもの又は個装等が行われないうまの状態のものは、小売定価の定めのある品目の加熱式たばこには該当しない。</u></p> <p>(2) <u>法第 21 条《密造たばこに係るたばこ税の徴収等》の規定によりたばこ税が徴収される場合</u></p> <p><u>(加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用の計算方法)</u></p> <p><u>第 20 条の 4 法第 10 条第 3 項第 2 号ロ(1)に規定する「当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用」を計算する場合には、当該加熱式たばこの製造者が採用している原価計算の方法が適正と認められるものであるときはそ</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の方法により計算し、当該加熱式たばこの製造者において確立した原価計算の方法がないときは、適正な見積りによる原価計算の方法により計算して差し支えない。</u></p> <p><u>なお、加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用には、当該加熱式たばこの製造及び販売につき要する資金の支払利息及び手形割引料を含むものとする。</u></p> <p>(端数計算等)</p> <p>第22条 たばこ税の課税標準たる数量、課税標準数量及び税額の端数計算等は、次の各号による。</p> <p>(1) 法第17条第1項第1号、第2号若しくは第3号《移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告》又は法第18条第1項第1号《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》に規定する課税標準たる数量又は課税標準数量は、製造たばこの区分ごとに算出するのであるが、この場合において、パイプたばこ等紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、これら各号の規定の適用ごとに第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》<u>又は第20条の2《加熱式たばこの本数への換算方法等》</u>の規定を適用して計算した本数となるのであるから留意する。</p> <p>なお、これにより算出された課税標準たる数量又は課税標準数量については、本未満の端数は生じないことに留意する。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(未納税移出手続の特例)</p> <p>第28条 <u>法第12条の2第1項《未納税移出に関する特例》の規定の適用</u></p>	<p>(端数計算等)</p> <p>第22条 たばこ税の課税標準たる数量、課税標準数量及び税額の端数計算等は、次の各号による。</p> <p>(1) 法第17条第1項第1号、第2号若しくは第3号《移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告》又は法第18条第1項第1号《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》に規定する課税標準たる数量又は課税標準数量は、製造たばこの区分ごとに算出するのであるが、この場合において、パイプたばこ等紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、これら各号の規定の適用ごとに第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》の規定を適用して計算した本数となるのであるから留意する。</p> <p>なお、これにより算出された課税標準たる数量又は課税標準数量については、本未満の端数は生じないことに留意する。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(未納税移出手続の特例)</p> <p>第28条 法第12条第1項《未納税移出》の規定により製造たばこの未納税</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を受けようとする者は、<u>令4条の2第1項各号《未納稅移出に関する特例》に定める方法により当該製造たばこが法第12条第1項各号《未納稅移出》に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該場所に移入されたことについての明細（以下「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを移入した者が同一である場合 未納稅移出に係る製造たばこである旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において保存する方法。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 当該製造たばこの移出の事実を令第17条《記帳義務》に定めるところにより明らかにし、未納稅移入証明書を保存する方法。</u></p> <p><u>2 未納稅移出をした製造たばこの移入場所が、法第12条の2第1項各号に掲げる場所に該当する場合においても、納稅申告書に法第17条第1項第2号《移出に係る製造たばこについての課稅標準及び稅額の申告》に規定する事項が記載されていないときは、法第12条第1項の規定は適用されないのであるから留意する。</u></p> <p><u>3 法第12条の2第1項第2号に規定する「当該製造たばこが継続して移入される場所」とは、承認申請に係る製造場から移出される未納稅製造たばこを、おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>4 法第12条の2第1項第2号に規定する稅務署長の承認は、当該製造場から移出する当該製造たばこの移入場所ごとに与えるのであるから留意する。</u></p>	<p><u>移出入を行つた場合において、製造たばこを移出した者と当該製造たばこを移入した者とが同一であり、かつ、未納稅移出に係る製造たばこである旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入者及び移出者が保存しているときは、未納稅移入明細書の納稅申告書への添付及び同条第7項に規定する書類（以下「未納稅移入届出書」という。）の提出を省略させても差し支えない。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受けようとする未納稅製造たばこの移入者に対しては、未納稅の移入場所について法第24条第1項《製造の開廢等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに未納稅移入しようとする製造たばこの品目、年間移入見込數量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>5 法第12条の2第2項に規定する「同項に規定する製造たばこを継続して移入する場所」とは、未納税製造たばこをおおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>なお、当該場所が未納税製造たばこを2以上の製造場から移入する場所である場合には、当該2以上の製造場からの移入を併せて「おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所」に該当するかどうかの判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>6 当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを移入した者とが同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっては、法第12条の2第2項の規定にかかわらず、法第12条第7項に規定する書類（以下「未納税移入届出書」という。）の提出を省略させても差し支えない。この場合、未納税製造たばこの移入者に対しては、未納税の移入場所について法第24条第1項《製造の開廃等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに未納税移入しようとする製造たばこの品目、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p> <p><u>7 法第12条の2第3項に規定する「たばこ税の保全上不相当と認められる事情があるとき」とは、次の場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 申請者が現にたばこ税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>(2) 申請者が法に違反したことにより告発された場合又は通告処分を受けて履行していない場合</u></p> <p><u>(3) 申請者が法に違反し、法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑に処された日又は通告の旨を履行した日から1年を経過</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>しない者である場合</u></p> <p>(4) <u>申請者が申請の日前1年以内においてたばこ税に係る期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けている場合で、その内容が特に悪質と認められるとき</u></p> <p>(5) <u>法第12条の2第1項第2号に係る承認の申請で、申請の日前1年以内において、当該製造場から申請に係る移入場所に移出した製造たばこについての未納税移入明細書が、納税申告書の提出期限内に提出されなかったことがある場合</u></p> <p>(6) <u>法第12条の2第2項に係る承認の申請で、申請の日前1年以内において、当該移入場所に移入した製造たばこに係る未納税移入届出書が、期限内に提出されなかったことがある場合</u></p> <p>(7) <u>帳簿の備付け、記帳及び保存の状況等からみて、たばこ税の保全上不適当と認められる場合</u></p> <p>8 <u>法第12条の2第4項に規定する「たばこ税の保全上不適当と認められる事情が生じたとき」については、次のとおり取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>法第12条の2第1項第2号に規定する税務署長の承認を受けている移入場所について、前項（第5号を除く。）に掲げる処分を受け又はその事情が生じたときは、その承認を受けた移入場所の一部又は全部について、その承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(2) <u>法第12条の2第2項に規定する税務署長の承認を受けた移入場所について、前項（第6号を除く。）に掲げる処分を受け又はその事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。</u></p>	